

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画西 2 5 条地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	西 2 5 条地区地区計画
位 置	帯広市西 2 5 条南 1 丁目の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約 2. 0 ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 当地区は、帯広市の中心部から西方約 7 キロメートルに位置し、地区周辺は良好な環境の住宅地の開発が行われており、住宅地として市街地が形成されつつある。 また、周辺には養護学校、盲学校、ろう学校がある。 今回、財団法人帯広市産業開発公社が、開発行為により住宅地の造成事業を行うことから、合わせて地区計画を定め事業効果の維持増進を図り、建築物用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成をめざす。
	土地利用に関する方針 周辺地域と調和のとれた街づくりを図るため地区東側の市道西 1 4 号南乙線に接する地区は医療業務施設地区としての利用を図る。 その他の地区は、専用住宅地区として配置し、住宅地としての用途の純化を図り整然とした街並を形成する。 また、地区内には保育所及び緑地を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針 当地区には、地区施設として区画道路（幅員 8. 5 m）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針 専用住宅地区 ゆとりある敷地と閑静な専用住宅地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。 医療業務施設地区 専用住宅のほか、地区住民の利便を考慮し診療所・医院・薬局等の立地できる地区として、日照・通風に十分配慮し専用住宅地区と調和のとれた医療業務施設地区として良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。

2. 地区整備計画

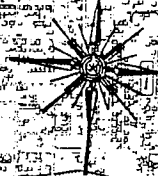
地区整備計画	地区の名称		西25条地区地区計画	
	地区整備計画を定める区域		帯広市西25条南1丁目の一部	
	地区整備計画の区域の面積		1.7ヘクタール	
	地区施設の配置及び規模		区画道路(幅員8.5m)	
	建築物等に関する事項	地区の細区分 (細区分の区域は、計画図表示のとおり)	専用住宅地区	医療業務施設地区
		建築物等の用途の制限	次の各号の一に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 専用住宅(建築基準法別表第二(イ)項第1号に定める「住宅」をいう。)ただし、3戸建以上の長屋は除く。 2 兼用住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの、学習塾、華道教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房の用途を兼ねるもの(建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち、第3号、第6号及び第7号に定めるものをいう。)ただし、3戸建以上の長屋を除く。 3 2戸建長屋で、第1号の専用住宅と前号の兼用住宅からなるもの。 4 2住戸の共同住宅	
		建築物の敷地面積の割合の延べ面積に最高限度	8/10	
		建築物の敷地面積の割合の建築面積に最高限度	5/10	
		建築物の高さの最高限度	9メートル	
		建築物の敷地面積の最低限度	230平方メートル	同 左
		建築物の壁面の位置の制限	北側敷地境界線(隅切部分は除く。)から、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は1.5mとし、北側を除く敷地境界線(隅切部分は除く。)から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1mとする。 ただし、附属建物で軒高2.3m以下のものは除く。	同 左
		垣又はさくの構造の制限	門の高さの最高限度は1.5m以下とする。 塀の高さの最高限度は1.2m以下。(ただし、生垣は除く。)	

	建築物等の形態又は 意匠の制限	自己の用に供する広告物、看板類 で次の要件を満たすもの以外は設置 してはならない。 1 一辺(脚長を除く。)の長さが1 ・ 2 m以内。 2 最大表示面積(表示面が2面以 上のときはその合計)が2 m ² 以内 。 3 刺激的な色彩又は装飾を用いる ことなどにより、美観風致を損な わないもの。	
	備 考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び 同法施行令の例による。	

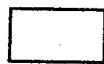
(理 由)

都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、地区計画の変更を行うものである。

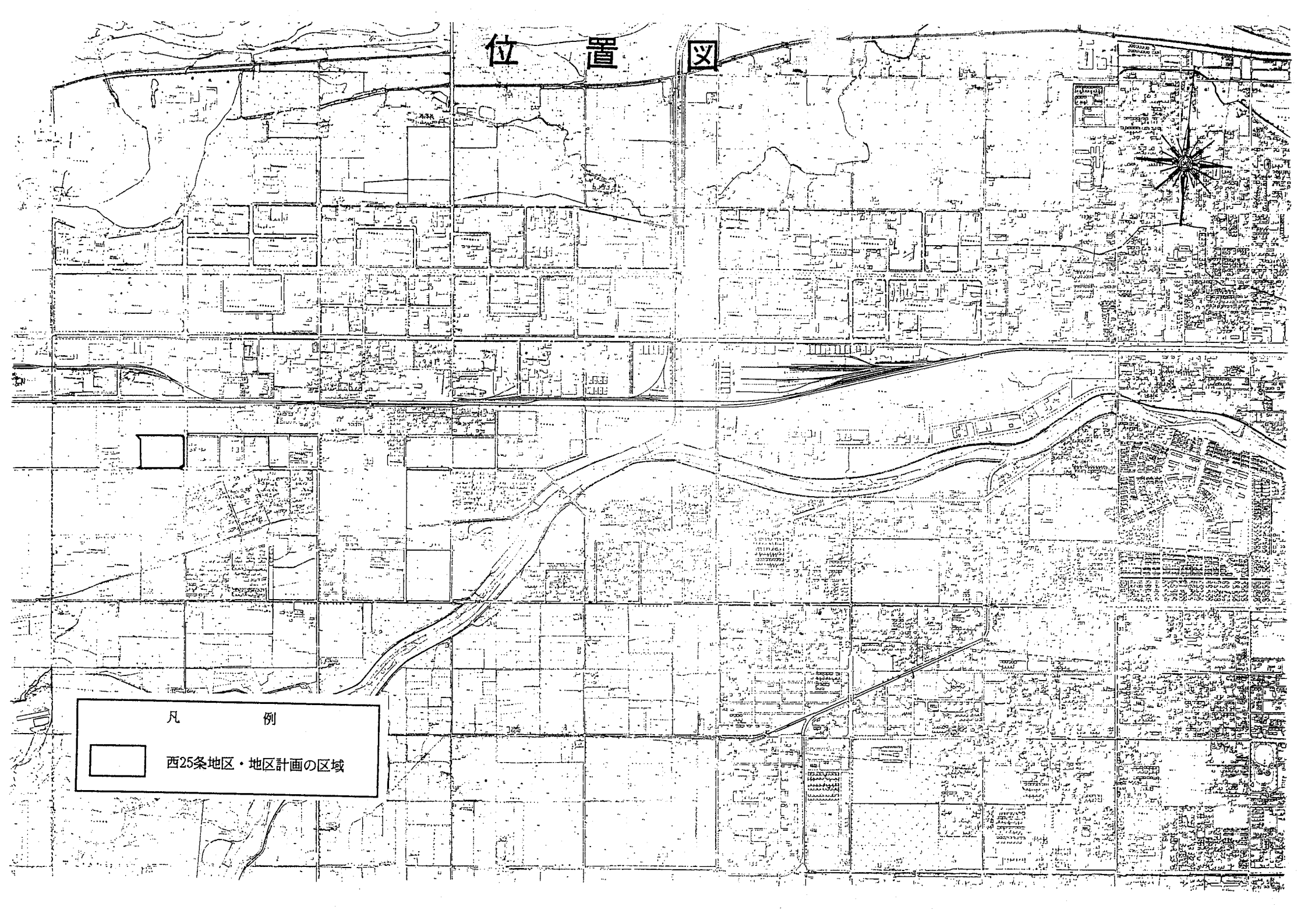
位置図



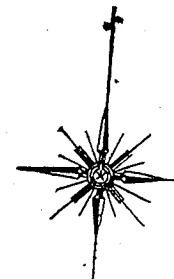
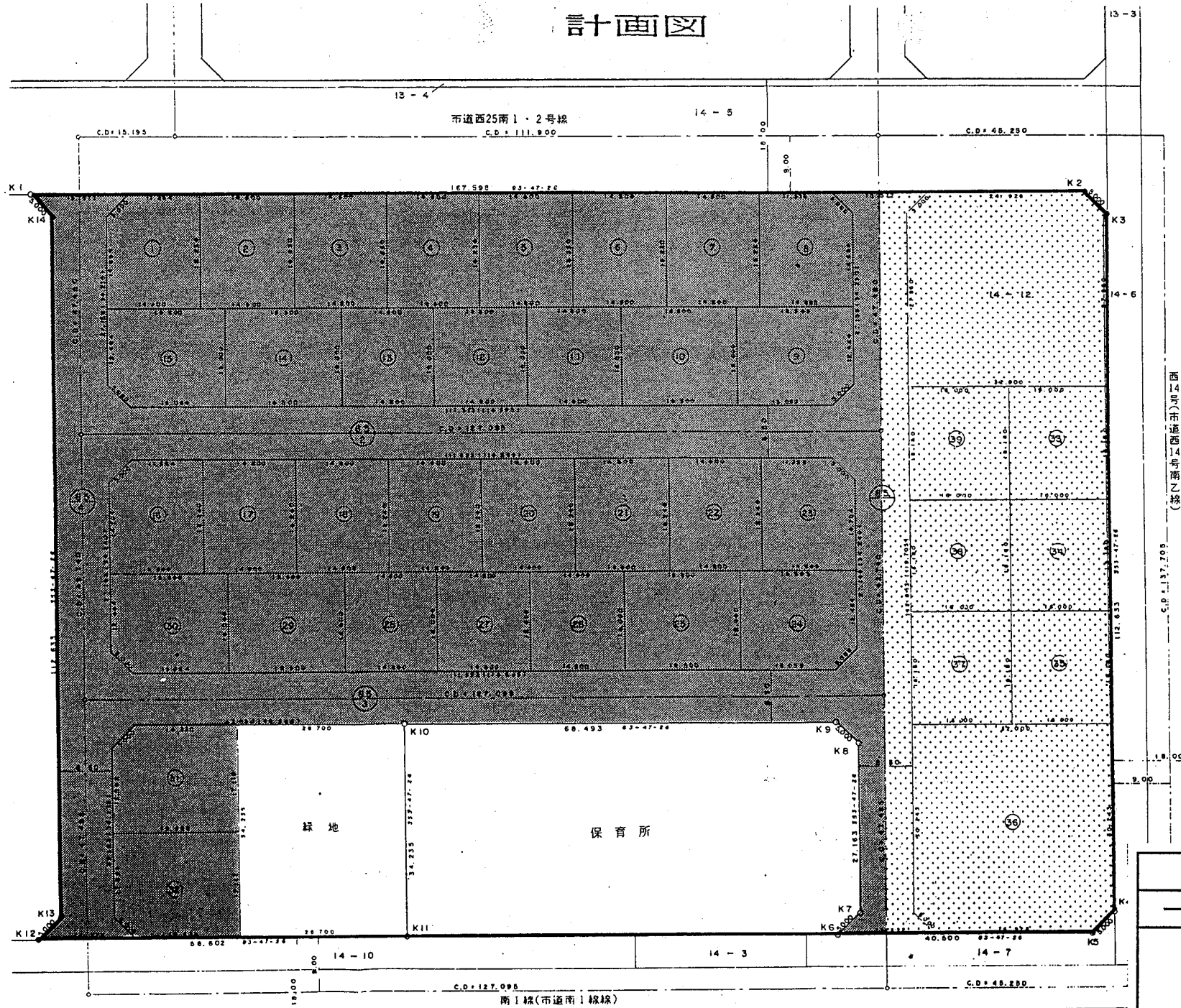
凡 例



西25条地区・地区計画の区域



圖面計畫



耶余地城 一中高

凡 例	
——	地区計画の区域
地区整備計画の区域	
	専用住宅地区
	医療業務施設地区